



桐生市指定1070300304号

※当事業所は特別養護老人ホーム梅の郷に併設されています。

- (2) 事業所の目的
- ① 社会福祉法人梅田福祉会が開設するデイサービスセンター梅の郷が行う指定通所介護の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供に当たる者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。
  - ② 要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、桐生市介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 デイサービスセンター梅の郷

(4) 事業所の所在地 群馬県桐生市梅田町1丁目1774-4

(5) 電話番号 0277-20-5055

(6) 事業所長(管理者)氏名 小林 恭介

(7) 当事業所の運営方針

- ① 事業者は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- ② 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めることとする。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 利用定員 35人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 桐生市及びみどり市の区域とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日及び 1月1日～1月3日を除いた日
受付時間	月～土 8:00～17:00
サービス提供時間	月～土 9:15～16:15

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して(介護予防)指定通所介護サービス及び通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

\*

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1. 0名	1. 0名
2. 介護職員	5. 1名	定員35名に対し5名
3. 生活相談員	1. 2名	1. 0名
4. 機能訓練指導員	0. 9名	0. 5名
5. 看護職員	0. 7名	0. 5名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8：00～17：00 ☆原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 8：00～17：00のうち4時間 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 生活相談員	勤務時間 8：00～17：00 ☆原則として1名の生活相談員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 8：00～17：00 ☆原則として1名の機能訓練指導員が勤務します。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、ご契約者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

##### 〈サービスの概要〉

###### ①入浴

- ・ご希望の契約者に入浴又は清拭を行います。身体状況に応じて、機械浴槽で入浴することも可能です。

###### ②排泄

- ご契約者の排せつの介助を行います。

###### ③個別機能訓練（通所介護）

- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同し、ご契約者の心身等の状況に応じて、ご契約者の自立支援と日常生活の充実に資すること目的とし、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ④生活機能向上グループ活動（桐生市介護予防通所介護相当サービス）

- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同し、契約者の心身等の状況に応じて、ご契約者の生活機能の改善等を目的とした生活機能向上グループ活動を実施します。

#### ⑤運動機能向上（桐生市介護予防通所介護相当サービス）

- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同し、契約者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画をもとに、個別にご契約者の運動機能の向上等を目的とした運動器機能向上サービスを実施します。

#### ＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第7条参照）別紙料金表参照

- ☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合や基本チェックリストの実施が未だの場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 契約者に提供する食事、おやつに係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

#### ＜サービスの概要と利用料金＞

##### ①食事・おやつの提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

**料金：1回あたり600円（令和6年4月1日より）**

ご契約者に提供するおやつにかかる費用です。

**料金：1回あたり50円**

##### ②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

**利用料金：材料代等の実費をいただきます。**

##### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

**利用料金：1枚につき10円**

##### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適

当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代	紙おむつ	200円/枚
	リハビリパンツ	200円/枚
	尿取りパット	80円/枚

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み	
足利銀行 桐生支店 店番号	200 普通預金 3157533
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし	
ご利用できる金融機関：足利銀行	

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス及び通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）  
[職名] 生活相談員 谷 裕子 TEL0277-20-5055
- 受付時間 月曜日～土曜日 8:00～17:00

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

桐生市 保健福祉部健康長寿課	所在地 桐生市織姫町1番1号 電話番号 0277-46-1111
-------------------	-------------------------------------

	受付時間 8：30～17：15
群馬県 国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1323 受付時間 9：00～17：00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173 受付時間 8：30～17：15
みどり市 保健福祉部介護高齢課	所在地 みどり市笠掛町鹿2952番地 電話番号 0277-76-2111 付時間 8：30～17：15

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び交付を行いました。また、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定及び基本チェックリストの実施に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見・及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示し交付いたします。

デイサービスセンター梅の郷

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意し受領いたしました。また、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定及び基本チェックリストに係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見・及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示し交付することに同意いたします。

**契約者（利用者）**

住所

氏名 印

**家族代表**

住所

氏名 印  
契約者との続柄（ ）

私は契約者が上記事業所・説明職員から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者（契約者との続柄： ）

住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

**<重要事項説明書付属文書>**

**1. 事業所の概要**

- (1) 建物の構造 鉄骨コンクリート造 地上3階建（新館1階含）
- (2) 建物の延べ床面積 4673.47㎡
- (3) 事業所の周辺環境 群馬県桐生市北部にあり、風光明媚、閑静な山間

**2. 職員の配置状況**

**<配置職員の職種>**

**介護職員**…契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

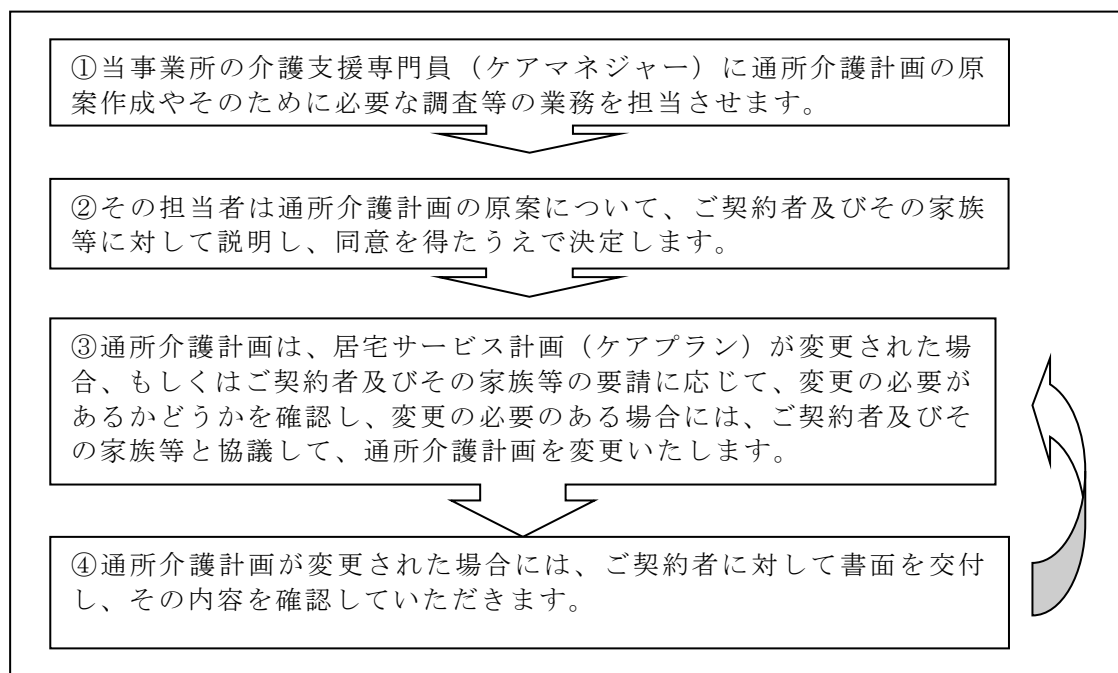
**看護職員**…主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護介助

等も行います。1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

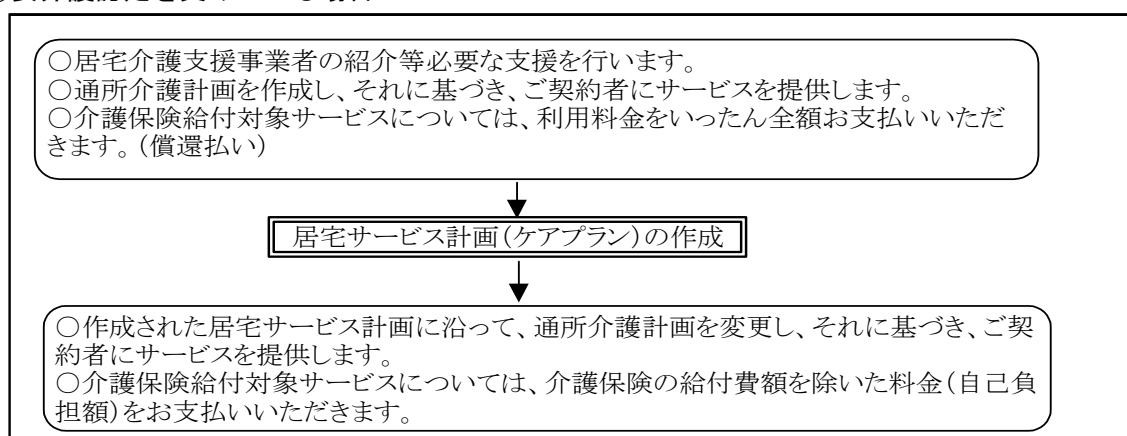
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



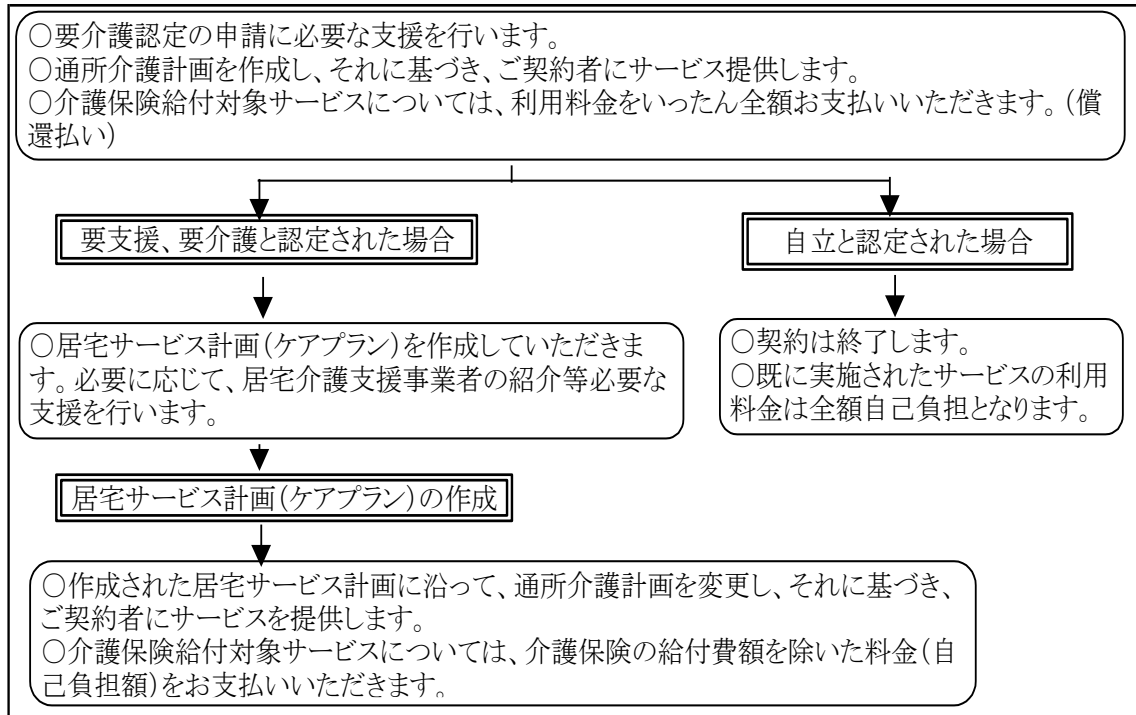
- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ① 要介護認定を受けている場合

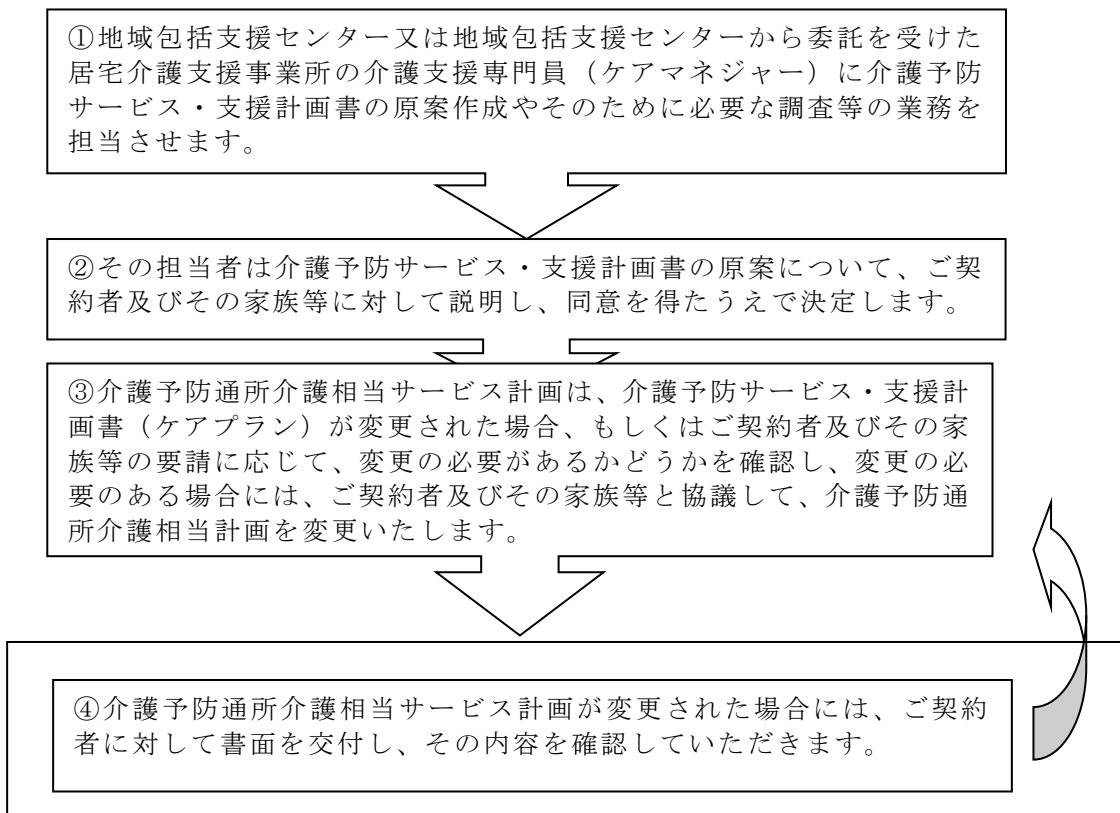


#### ② 要介護認定を受けていない場合





(3) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防通所介護相当サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



(4) ご契約者に係る「介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)」が作成されていない場合

のサービス提供の流れは次の通りです。

### ①要支援認定を受けている場合又は基本チェックリスト該当者の場合

- 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等の紹介等必要な支援を行います。
- 介護予防通所介護相当サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)の作成

- 作成された介護予防サービス・支援計画書に沿って、介護予防通所介護相当サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

### ②要介護・要支援認定を受けていない場合又は基本チェックリスト未実施の場合

- 要介護・要支援認定の申請又は基本チェックリスト実施に必要な支援を行います。
- 介護予防通所介護相当サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

要支援と認定された場合又は基本チェックリスト該当者

- 介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)の作成

- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)お支払いいただきます。
- 作成された介護予防サービス・支援計画書に沿って、介護予防通所介護相当サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

## 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、

契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 12 条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (3) サービス利用の中止について

ご利用中に明らかな体調の変化が見られた場合には、利用を中止していただく場合もあります。また、利用者本人と同居されている家族にインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症を発症している場合や発症の疑いがある場合については、利用をお断りする場合があります。

## 6. 損害賠償について (契約書第 14、第 15 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 17 条参照)

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**（１）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）**

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③契約者の「居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）**

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 8. 個人情報の利用目的について

社会福祉法人梅田福祉会では、契約者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

### 契約者への介護サービスの提供に必要な利用目的

#### (1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設が契約者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求業務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該契約者の介護・医療サービスの向上

#### (2) 他の介護保険事業者への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が契約者等に提供する介護サービスのうち
  - ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・契約者の診療等に当り、外部の医師の意見、助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償請求などに係わる保険会社等への相談又は届け出等

### 上記以外の利用目的

#### (1) 当施設内部での利用に係わる利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・当施設等において行われる学生等の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究
- ② 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

#### (2) 当施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・外部監査機関への情報提供

## 9. 身体拘束について

### 施設理念

社会福祉法人梅田福祉会 デイサービスセンター梅の郷では、介護保険制度における介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動の制限をいたしません。また、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合には、以下の手続きを経てた上で身体拘束を実施いたします。

#### 1 身体拘束廃止委員会の開催

(1) 以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」のチームで検討、確認する。

① 切迫性

利用者の本人又は他の利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法が無いこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 身体拘束廃止委員会にて、慎重に検した結果、3つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき、下記の手続きに移る。

#### 2 利用者・家族への説明

(1) 本人又は家族または代理人等に連絡し、面接する。

(2) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、介護主任又は看護職員及び生活相談員が詳細な説明を行う。

(3) 説明書の記入は介護主任又は看護職員とする。

(4) 本人又は家族又は代理人等の十分な理解と同意を得る。

(5) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名・捺印を求める。

#### 3 介護記録への記載

(1) 実際に身体拘束を行う場合は、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

#### 4 身体拘束解除を目標に行う継続的なカンファレンス

(1) 身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討する。

## 10. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第20条で求められている「高齢者虐待の防止等のための措置」を明確にするため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) 施設において業務に従事する職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報
- (4) サービス提供中において養護者（利用者の家族、高齢者を現に養護する者等）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報

### 《参考》 高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

## 11. 事故発生時の対応

### 1 事故発生時の対応

当事業所において、事業者の責任により利用者に対する指定通所介護及び日常生活総合支援事業 桐生市介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の後見人又は身元引受人等関係者、介護支援専門員（桐生市介護予防通所介護相当サービスにあつては、地域包括支援センター）等に連絡、報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、発生した事故については、事故報告書を作成し職員間で確認するとともに、事故防止委員会において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

### 2 損害賠償

事業所は、サービス提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者及び身元引受人と協議いたします。

### 3 損害賠償がなされない場合

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合や、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合、利用者が施設の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合には、損害賠償がなされない場合があります。

## 1 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

## 1 3. 介護職員処遇改善加算について（令和6年5月31日まで）

当事業所は契約者に対して指定通所介護サービス及び日常生活総合支援事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

介護人材に対する処遇改善と競合する他産業との賃金差を解消する観点から「ニッポン1億総活躍プラン」における「未来への投資を実現する経済対策」として平成28年8月に閣議決定され、介護人材に対する月額平均1万円相当の処遇改善を行うために、現行の加算の見直しを行い、報酬の中に位置づけたものが「介護職員処遇改善加算」となります。

また、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取り組みや雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とし、さらなる上乘せ評価を行うために創設されております。

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。

<b>介護職員処遇改善加算Ⅰ</b>	<b>所定単位数に5.9%を乗じた単位数</b>
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に4.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に2.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100
介護職員処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。



- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定（介護予防）通所介護サービス及び日常生活総合支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定（介護予防）通所介護サービス及び日常生活総合支援事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定（介護予防）通所介護サービス及び日常生活総合支援事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - 1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
  - 2 1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - 3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - 4 3について、全ての介護職員に周知していること。
  - 5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - 6 5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

#### 14. 介護職員特定処遇改善加算について（令和6年5月31日まで）

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における「介護職員処遇改善加算」の拡充も含め、これまで国が数次にわたる取り組みを行ってきておりますが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、『介護人材確保のための取り組みをより一層進めるために、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとなりました。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔

軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円を投じ、処遇改善を行う』とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

現行加算（介護職員処遇改善加算）については、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度に、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設され、その後数次にわたり拡充を図ってきたものです。

2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善を行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ 特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。

**介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に1.2%を乗じた単位数**

**介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に1.0%を乗じた単位数**

#### 《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（介護福祉士の配置等要件）

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分

※ 訪問介護にあつては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は日常生活継続支援加算）を算定していること。

（現行加算要件）

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

（職場環境等要件）

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。

この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、別紙1表3の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

（見える化要件）

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については2020年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算（Ⅰ）については、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算（Ⅱ）については、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

## 15. 介護職員等ベースアップ等支援加算について（令和6年5月31日まで）

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

また、ベースアップ等加算を創設により、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、基本給の引上げによる賃金改善を一定に求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ ベースアップ等加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。

**介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.1%を乗じた単位数**

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(処遇改善加算の取得)

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件については、「12 介護職員処遇改善加算について」を参照。

(賃金改善)

加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用すること。

## 16. 介護職員等処遇改善加算について（新設：令和6年6月1日から）

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行い、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うこととなりました。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分が認められています。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直すこととします。

※ 当事業所では、介護職員等処遇改善加算を算定しております。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に9.2%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に8.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に6.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)	所定単位数に8.1%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	所定単位数に7.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	所定単位数に7.9%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	所定単位数に6.5%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	所定単位数に5.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	所定単位数に6.9%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	所定単位数に5.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	所定単位数に4.5%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	所定単位数に5.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	所定単位数に4.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	所定単位数に4.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

## 《算定要件》

### イ 介護職員等処遇改善加算 I

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
  - ① 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
  - ② 当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
  - ② 1の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
  - ③ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - ④ ③について、全ての職員に周知していること。
  - ⑤ 職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他適切な方法により公表していること。
- (10) 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡの特定事業所加算いずれかを届け出ていること。

#### ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ

イ(1)①及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ

イ(1)①及び(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。
- (2) イ(1)②及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。
- (2) イ(1)②及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する

基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### リ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ヌ 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ル 介護職員等処遇改善加算Ⅶ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### ヲ 介護職員等処遇改善加算Ⅷ(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ワ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### カ 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施



又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

### ヨ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１１）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）、（２）～（６）まで、（７）①から④まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

### タ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１２）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ（１）②、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

### レ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡを届け出ていないこと。
- (2) イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### ソ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ（1）（①及び②に係る部分を除く。）、（2）から（6）まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

契約書第7条関係 別紙

利用料（介護度・サービス利用時間別）通常規模型 通所介護 **1割負担**

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス利用料	3～4 時間未満	370円 (1回当たり)	423円 (1回当たり)	479円 (1回当たり)	533円 (1回当たり)	588円 (1回当たり)
	4～5 時間未満	388円 (1回当たり)	444円 (1回当たり)	502円 (1回当たり)	560円 (1回当たり)	617円 (1回当たり)
	5～6 時間未満	570円 (1回当たり)	673円 (1回当たり)	777円 (1回当たり)	880円 (1回当たり)	984円 (1回当たり)
	6～7 時間未満	584円 (1回当たり)	689円 (1回当たり)	796円 (1回当たり)	901円 (1回当たり)	1008円 (1回当たり)
	7～8 時間未満	658円 (1回当たり)	777円 (1回当たり)	900円 (1回当たり)	1023円 (1回当たり)	1148円 (1回当たり)
	8～9 時間未満	669円 (1回当たり)	791円 (1回当たり)	915円 (1回当たり)	1041円 (1回当たり)	1168円 (1回当たり)
サービス提供体制強化加算 I	22円 (1回当たり)					
入浴介助加算 I	40円 (1回当たり)					
個別機能訓練加算 I イ	56円 (1回当たり)					
食事代	600円 (1回当たり)					
おやつ代	50円 (1回当たり)					
口腔・栄養スクリーニング加算	20円 (1月当たり)					
科学的介護推進体制加算	40円 (1月当たり)					

- 個別機能訓練加算 I イ 56円/回  
機能訓練指導員が機能訓練の項目を準備し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として、個別機能訓練計画をもとに計画的に実施いたします。
- 入浴介助加算 40円/回  
通所介護計画をもとに、ご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行います。
- サービス提供体制強化加算 I 22円/回  
介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
- 口腔・栄養スクリーニング加算 20円/月  
利用開始時及び利用6月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行います。
- 科学的介護推進体制加算 40円/月  
ご利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省へ提出しサービス提供に活用します。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス利用料	3～4 時間未満	740円 (1回当たり)	846円 (1回当たり)	958円 (1回当たり)	1066円 (1回当たり)	1176円 (1回当たり)
	4～5 時間未満	776円 (1回当たり)	888円 (1回当たり)	1004円 (1回当たり)	1120円 (1回当たり)	1234円 (1回当たり)
	5～6 時間未満	1140円 (1回当たり)	1346円 (1回当たり)	1554円 (1回当たり)	1760円 (1回当たり)	1968円 (1回当たり)
	6～7 時間未満	1168円 (1回当たり)	1378円 (1回当たり)	1592円 (1回当たり)	1802円 (1回当たり)	2016円 (1回当たり)
	7～8 時間未満	1316円 (1回当たり)	1554円 (1回当たり)	1800円 (1回当たり)	2046円 (1回当たり)	2296円 (1回当たり)
	8～9 時間未満	1338円 (1回当たり)	1582円 (1回当たり)	1830円 (1回当たり)	2082円 (1回当たり)	2336円 (1回当たり)
サービス提供体制強化加算 I	44円 (1回当たり)					
入浴介助加算 I	80円 (1回当たり)					
個別機能訓練加算 I イ	112円 (1回当たり)					
食事代	600円 (1回当たり)					
おやつ代	50円 (1回当たり)					
口腔・栄養スクリーニング加算	40円 (1月当たり)					
科学的介護推進体制加算	80円 (1月当たり)					

- 個別機能訓練加算 I イ 112円/回  
機能訓練指導員が機能訓練の項目を準備し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として、個別機能訓練計画をもとに計画的に実施いたします。
- 入浴介助加算 80円/回  
通所介護計画をもとに、ご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行います。
- サービス提供体制強化加算 I 44円/回  
介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
- 口腔・栄養スクリーニング加算 40円/月  
利用開始時及び利用6月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行います。
- 科学的介護推進体制加算 80円/月  
ご利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省へ提出しサービス提供に活用します。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス利用料	3～4 時間未満	1 1 1 0円 (1回当たり)	1 2 6 9円 (1回当たり)	1 4 3 7円 (1回当たり)	1 5 9 9円 (1回当たり)	1 7 6 4円 (1回当たり)
	4～5 時間未満	1 1 6 4円 (1回当たり)	1 3 3 2円 (1回当たり)	1 5 0 6円 (1回当たり)	1 6 8 0円 (1回当たり)	1 8 5 1円 (1回当たり)
	5～6 時間未満	1 7 1 0円 (1回当たり)	2 0 1 9円 (1回当たり)	2 3 3 1円 (1回当たり)	2 6 4 0円 (1回当たり)	2 9 5 2円 (1回当たり)
	6～7 時間未満	1 7 5 2円 (1回当たり)	2 0 6 7円 (1回当たり)	2 3 8 8円 (1回当たり)	2 7 0 3円 (1回当たり)	3 0 2 4円 (1回当たり)
	7～8 時間未満	1 9 7 4円 (1回当たり)	2 3 3 1円 (1回当たり)	2 7 0 0円 (1回当たり)	3 0 6 9円 (1回当たり)	3 4 4 4円 (1回当たり)
	8～9 時間未満	2 0 0 7円 (1回当たり)	2 3 7 3円 (1回当たり)	2 7 4 5円 (1回当たり)	3 1 2 3円 (1回当たり)	3 5 0 4円 (1回当たり)
サービス提供体制強化加算 I	6 6 円 (1回当たり)					
入浴介助加算 I	1 2 0 円 (1回当たり)					
個別機能訓練加算 I イ	1 6 8 円 (1回当たり)					
食事代	6 0 0 円 (1回当たり)					
おやつ代	5 0 円 (1回当たり)					
口腔・栄養スクリーニング加算	6 0 円 (1月当たり)					
科学的介護推進体制加算	1 2 0 円 (1月当たり)					

- 個別機能訓練加算 I イ 1 6 8 円/回  
機能訓練指導員が機能訓練の項目を準備し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として、個別機能訓練計画をもとに計画的に実施いたします。
- 入浴介助加算 1 2 0 円/回  
通所介護計画をもとに、ご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行います。
- サービス提供体制強化加算 I 6 6 円/回  
介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
- 口腔・栄養スクリーニング加算 6 0 円/月  
利用開始時及び利用6月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行います。
- 科学的介護推進体制加算 1 2 0 円/月  
ご利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省へ提出しサービス提供に活用します。

第7条関係（別表）

利用料（介護度・サービス利用時間別）

通常モデル介護予防通所介護 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービス共通

負担割合 要介護度	1割負担	
	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
サービス利用料	1798円 (1ヶ月当たり)	3621円 (1ヶ月当たり)
サービス提供体制強化加算I	88円 (1ヶ月当たり)	176円 (1ヶ月当たり)
口腔・栄養スクリーニング加算	20円（利用開始時及び利用中6月毎に）	
科学的介護推進体制加算	40円（1ヶ月あたり）	
栄養アセスメント加算（該当者）	50円（1ヶ月あたり）	
口腔機能向上加算（該当者）	150円（1ヶ月あたり）	
栄養改善加算（該当者）	200円（1ヶ月あたり）	
運動機能向上加算（該当者）	100円（1ヶ月あたり）	
食事代	600円（1回あたり）	
おやつ代	50円（1回あたり）	

- 口腔・栄養スクリーニング加算 I 1割負担 20円/月  
利用開始時及び利用中6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報をそれぞれの利用者を担当する介護支援専門員に提供します。
- 科学的介護推進体制加算 1割負担 40円/月  
利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出します。また、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。
- 栄養アセスメント加算 1割負担 50円/月  
利用者毎に、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対して結果を報告し、相談などに必要に応じ対応します。また、利用者毎の栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
- サービス提供体制強化加算 I  
1割負担 要支援1 88円/月 要支援2 176円/月  
介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合又は勤続10年以上の介護福

祉士が25%以上配置されている場合に加算されます。

● サービス提供体制強化加算Ⅱ

1割負担 要支援1 72円/月 要支援2 144円/月

介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。

● サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円/回

1割負担 要支援1 24円/月 要支援2 48円/月

介護職員のうち7年以上勤務年数のある者が30%以上配置されている場合又は介護福祉士が40%以上配置されている場合に加算されます。

● 生活機能向上グループ活動加算Ⅰ 1割負担 100円/月

機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として、機能訓練計画（生活機能向上計画）をもとに計画的に実施いたします。

● 口腔機能向上加算 1割負担 150円/月

口腔機能が低下しているご利用者又はその恐れのあるご利用者に対して、看護職員、介護職員、その他の職員が共同し、ご利用者毎に口腔機能改善管理指導計画をもとに、口腔機能向上サービスを行います。（該当者のみ）

● 栄養改善加算 1割負担 200円/月

低栄養状態にあるご利用者又はその恐れのあるご利用者に対して、管理栄養士、看護職員、介護職員が共同し、栄養ケア計画をもとに栄養改善サービスを行います。

● 運動器機能向上加算 1割負担 100円/月

機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として作成した運動器機能向上計画をもとに、個別に運動器機能向上サービスを行います。

第7条関係（別表）

利用料（介護度・サービス利用時間別）

通常模型介護予防通所介護 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービス **共通**

負担割合	2割負担	
	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
要介護度		
サービス利用料	3596円 (1ヶ月当たり)	7242円 (1ヶ月当たり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	176円 (1ヶ月当たり)	352円 (1ヶ月当たり)
口腔・栄養スクリーニング加算	40円（利用開始時及び利用中6月毎に）	
科学的介護推進体制加算	80円（1ヶ月あたり）	
栄養アセスメント加算（該当者）	100円（1ヶ月あたり）	
口腔機能向上加算（該当者）	300円（1ヶ月あたり）	

栄養改善加算 (該当者)	400円(1ヶ月あたり)
運動機能向上加算 (該当者)	200円(1ヶ月あたり)
食事代	600円(1回あたり)
おやつ代	50円(1回あたり)

- **口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 2割負担 40円/月**  
利用開始時及び利用中6ヶ月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報をそれぞれの利用者を担当する介護支援専門員に提供します。
- **科学的介護推進体制加算 2割負担 80円/月**  
利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出します。また、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。
- **栄養アセスメント加算 2割負担 100円/月**  
利用者毎に、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対して結果を報告し、相談などに必要に応じ対応します。また、利用者毎の栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
- **サービス提供体制強化加算Ⅰ**  
**2割負担 要支援1 176円/月 要支援2 352円/月**  
介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合に加算されます。
- **サービス提供体制強化加算Ⅱ**  
**2割負担 要支援1 144円/月 要支援2 288円/月**  
介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
- **サービス提供体制強化加算Ⅲ**  
**2割負担 要支援1 48円/月 要支援2 96円/月**  
介護職員のうち7年以上勤務年数のある者が30%以上配置されている場合又は介護福祉士が40%以上配置されている場合に加算されます。
- **生活機能向上グループ活動加算Ⅰ 2割負担 200円/月**  
機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として、機能訓練計画(生活機能向上計画)をもとに計画的に実施いたします。
- **口腔機能向上加算 2割負担 300円/月**  
口腔機能が低下しているご利用者又はその恐れのあるご利用者に対して、看護職員、介護職員、その他の職員が共同し、ご利用者毎に口腔機能改善管理指導計画をもとに、口腔機



能向上サービスを行います。(該当者のみ)

- **栄養改善加算 2割負担 400円/月**  
低栄養状態にあるご利用者又はその恐れのあるご利用者に対して、管理栄養士、看護職員、介護職員が共同し、栄養ケア計画をもとに栄養改善サービスを行います。
- **運動器機能向上加算 2割負担 200円/月**  
機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として作成した運動器機能向上計画をもとに、個別に運動器機能向上サービスを行います。

第7条関係 (別表)

利用料 (介護度・サービス利用時間別)

**通常模型介護予防通所介護 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービス** 共通

負担割合	3割負担	
	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
要介護度		
サービス利用料	5394円 (1ヶ月当たり)	10863円 (1ヶ月当たり)
サービス提供体制強化加算 I	264円 (1ヶ月当たり)	528円 (1ヶ月当たり)
口腔・栄養スクリーニング加算	60円 (利用開始時及び利用中6月毎に)	
科学的介護推進体制加算	120円 (1ヶ月あたり)	
栄養アセスメント加算 (該当者)	150円 (1ヶ月あたり)	
口腔機能向上加算 (該当者)	450円 (1ヶ月あたり)	
栄養改善加算 (該当者)	600円 (1ヶ月あたり)	
運動機能向上加算 (該当者)	300円 (1ヶ月あたり)	
食事代	600円 (1回あたり)	
おやつ代	50円 (1回あたり)	

- **口腔・栄養スクリーニング加算 I 3割負担 60円/月**  
利用開始時及び利用中6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報をそれぞれの利用者を担当する介護支援専門員に提供します。
- **科学的介護推進体制加算 3割負担 120円/月**  
利用者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出します。また、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。

- **栄養アセスメント加算 3割負担 150円/月**  
利用者毎に、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対して結果を報告し、相談などに必要に応じ対応します。また、利用者毎の栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
- **サービス提供体制強化加算Ⅰ**  
**3割負担 要支援1 264円/月 要支援2 528円/月**  
介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合に加算されます。
- **サービス提供体制強化加算Ⅱ**  
**3割負担 要支援1 216円/月 要支援2 432円/月**  
介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
- **サービス提供体制強化加算Ⅲ**  
**3割負担 要支援1 72円/月 要支援2 144円/月**  
介護職員のうち7年以上勤務年数のある者が30%以上配置されている場合又は介護福祉士が40%以上配置されている場合に加算されます。
- **生活機能向上グループ活動加算Ⅰ 3割負担 300円/月**  
機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として、機能訓練計画（生活機能向上計画）をもとに計画的に実施いたします。
- **口腔機能向上加算 3割負担 450円/月**  
口腔機能が低下しているご利用者又はその恐れのあるご利用者に対して、看護職員、介護職員、その他の職員が共同し、ご利用者毎に口腔機能改善管理指導計画をもとに、口腔機能向上サービスを行います。（該当者のみ）
- **栄養改善加算 3割負担 600円/月**  
低栄養状態にあるご利用者又はその恐れのあるご利用者に対して、管理栄養士、看護職員、介護職員が共同し、栄養ケア計画をもとに栄養改善サービスを行います。
- **運動器機能向上加算 3割負担 300円/月**  
機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同し、ご利用者毎にご利用者の自立支援と日常生活の充実に資することを目的として作成した運動器機能向上計画をもとに、個別に運動器機能向上サービスを行います。
- ◆ **日常生活上必要となる諸費用実費について**  
日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担頂くことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。  
紙オムツ 200円/枚  
リハビリパンツ 200円/枚  
尿取りパット 80円/枚

#### **地域区分について（通所介護・総合事業共通）**

群馬県桐生市：その他による算定

1単位＝10円 での計算となっております。

そのため、介護保険での請求（9割分又は8割分又は7割分）とご契約者のご負担（1割分又は2割分又は3割分）の計算において、端数処理計算により最終的な合計金額（月額）に多少の誤差が生じる場合があります。

- \* 表に記載された金額は、1単位＝10円で計算した場合のものです。群馬県桐生市は、地域区分がその他であるため、利用料に対して、介護職員処遇改善加算（所定単位数×5.9%）と介護職員特定処遇改善加算（1.2%）を加えたものがご負担（利用料）となります。

#### **介護職員処遇改善加算について（通所介護・総合事業共通）**

所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

- ※ 当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に5.9%を乗じた単位数

#### **介護職員特定処遇改善加算について（通所介護・総合事業共通）**

所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

- ※ 当事業所では、介護職員特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に1.2%を乗じた単位数

#### **介護職員等ベースアップ等支援加算について（通所介護・総合事業共通）**

所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

- ※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に1.1%を乗じた単位数